

報告の成果と課題

「アクターとしての EU 対米オープンスカイ協定締結の事例」

河越真帆 (鎌倉女子大学)

市場統合の一環として域内航空市場の自由化を果たした EU にとっての次なる課題は、対外関係の構築であった。対外的な航空協定の中でも、EU がアメリカとの間でオープンスカイ協定を締結したことは、EU にとっての最大の成果であった。

本報告では、EU - アメリカ間のオープンスカイ協定締結の事例を通じて、域内市場統合を経て域外に進出したアクターとしての EU を検討することにある。アクターとしての EU に関する先行研究では、安全保障、通商、環境の分野などに限定されており、規制撤廃政策などその他の政策領域では実証研究がまだ行われていない。本発表では航空政策の事例でのアクター性(“actorness”, Bretherton and Vogler, 2006)に着目し、グローバル市場でアメリカと交渉するアクターとしての能力の評価を行った。

2002年11月5日に出された ECJ によるオープンスカイ判決を経て、EU は対外的な航空政策の策定に着手した。アメリカとのオープンスカイ協定交渉はその一環であり、2004年から2010年の間で二段階に分けて行われた。EU - アメリカ間の交渉において障壁となった点は、航空会社の国籍要件 (EU 航空企業をアメリカが認めるか) と両者の航空会社の外資比率の違いであった。双方の権益を巡る交渉が長年続いたが、2008年3月に第一段階、2010年3月に第二段階の合意がそれぞれ成立した。本報告では、これらの合意が域内航空市場を統治する EU のガバナンス能力がアメリカによって承認された成果であるとし、グローバルな航空市場におけるアクターとしての EU の台頭に関して分析を加えた。

以上の報告に対して、大変有益な質問・コメントをもらうことができた。ここでは、以下の代表的な3点を挙げておきたい。第一に、オープンスカイ判決で明らかとなったコミッションの持つ対外的権限に関する点であり、アクターとしての EU の法的側面に関わる問題である。第二に、アメリカとのオープンスカイ協定が持つインパクトに関する解明すべき点である。EU 外部からの認識と、EU の認識 (客観的・主観的両方) の解明が課題となった。第三に、アクターとしての EU が持つパワーのリソース(源泉)に関する問いである。これらの質問・コメントは今後の研究への課題とし、十分に解答できるように精進していきたい。